

平成 28 年度第 2 回住宅審議会における意見とその対応

1 「兵庫県住生活基本計画（案）」に関するもの

関係箇所				意見の概要	対応	
章	項	号	頁			
2	2	(2)		4 5	障害者の住宅の問題について、一言でも触れてあるとよいと思う。	「高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者」として、障害者は住宅確保要配慮者に含まれることを明確化した。
3	2			11	施策の推進体制で、社会福祉法人を民間団体の非営利法人の中で位置付けるべき。最近では地域サポート型特養で在宅サービスに関わる社会福祉法人が増えてきており、地域の高齢者や障害者のことをよく理解している。	施策の推進体制に「 <u>社会福祉法人</u> 」を追加した。
4	3	(1) (2) (3) (4) (5) (6)		16 18 20 23 25 28	成果指標は重点的に取り組む施策と関連する指標になっているか。	各指標の設定の考え方を記載した。
4	3	(2)	イ	17	外国人との多文化交流の視点について、計画の中で触れるべきだと思う。	外国人は住宅確保要配慮者として、民間賃貸住宅への入居を支援する。また、多文化交流については、今後の取組の参考とする。
4	3	(4)	ア	21	「高齢者自立支援ひろば」は地域福祉の拠点となり、福祉施策と住宅施策のマッチングの場にもなる。復興基金の終了が近づくが、今後は一般施策として継続してほしい。	住宅施策の観点から、事業の必要性を記載している。一般施策化については今後検討していく。

2 「兵庫県高齢者居住安定確保計画（案）」に関するもの

関係箇所				意見の概要	対応	
章	項	号	頁			
3	2			8	<p>施策の推進体制で、社会福祉法人を民間団体の非営利法人の中で位置付けるべき。最近では地域サポート型特養で在宅サービスに関わる社会福祉法人が増えてきており、地域の高齢者や障害者のことをよく理解している。</p>	<p>施策の推進体制に「<u>社会福祉法人</u>」を追加した。</p>
4	1 2 3			12 14 16	<p>成果指標は重点的に取り組む施策と関連する指標になっているか。</p>	<p>各指標の設定の考え方を記載した。</p>
4	2	(1)	イ	13	<p>高齢者の入居に対する貸主の不安をどのように解消し、また、その対策をどのように周知していくのか。</p>	<p>居住支援協議会において相談窓口を設置し、家賃債務保証や身元保証人、安否確認サービス等を行う民間事業者の紹介・あっせん等を行うこととしている。また、居住支援協議会の会員でもある不動産関係団体を通じて、その周知を図っていく。</p>